

～ 中央三井信託銀行株式会社で販売開始 ～



5年ごと利差配当付利率変動型一時払増終身保険

3増法師

販売開始！

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 松尾 憲治）は、2009年9月1日から、中央三井信託銀行株式会社において、5年ごと利差配当付利率変動型一時払増終身保険「3増法師」の販売を開始します。

「3増法師」は、大切な資産を「ふやしてのこしたい」というお客さまのニーズにお応えするため、**死亡保険金が増えるしくみを備え、かんたんな告知でご加入いただける、新しいタイプの一時払終身保険**です。

「3増法師」の主な特徴

特徴1. 死亡保険金が増える3つのしくみ

①ご契約後10年間、死亡保険金が増加

第1保険期間（契約日から10年間）は毎年一定の割合で死亡保険金が増加します。
※増加する率は、契約日の年齢により異なります。

②10年後も死亡保険金が増加

第2保険期間開始日（契約日から10年経過後）に死亡保険金が増加します。
※10年後に増加する死亡保険金は契約日の年齢・性別・予定利率^{*1}により異なります。

③市場金利情勢に応じて、死亡保険金が増加する可能性

第2保険期間中、予定利率計算基準日^{*2}の予定利率が最低保証予定利率（年1.5%）を上回る場合は、死亡保険金が増加します。

*1 予定利率は毎月1日に設定され、契約日および契約日後に到来する各予定利率計算基準日における予定利率を次の予定利率計算基準日の前日まで適用します。

*2 最初の予定利率計算基準日は、契約日から15年後の年単位の契約応当日とし、以後、10年ごとの年単位の契約応当日が、次の予定利率計算基準日となります。

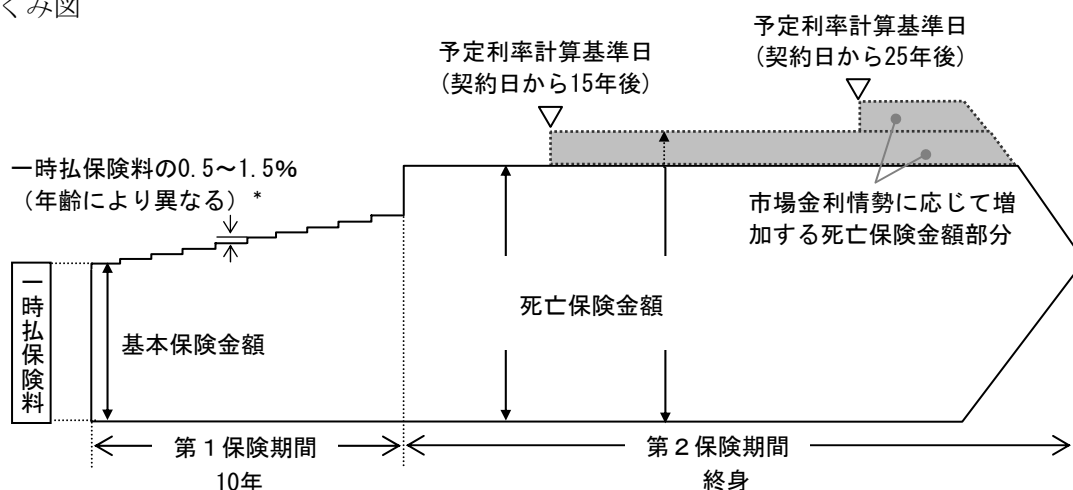
特徴2. 簡単なお加入手続き

医師による診査は不要です。**簡易な告知で、最高2億円*（一時払保険料）までご加入いただけます。**

*契約年齢により異なります。

「3増法師」の概要

(1) しくみ図



* 第1保険期間の年齢別死亡保険金額の増加率

被保険者の契約年齢	増加率
20歳以上59歳以下	年1.5%
60歳以上75歳以下	年1.0%
76歳以上85歳以下	年0.5%

(2) 主なお取り扱い

契約年齢	最高一時払保険料	最低一時払保険料	単位
20～59歳	1億円	300万円	10万円
60～85歳	2億円		

※ご加入いただける金額は、被保険者の明治安田生命商品の加入状況等により異なります。

告知	簡易告知
クーリング・オフ	クーリング・オフ制度の対象です

(3) 死亡保険金額・解約返戻金額例

60歳男性、一時払保険料1,000万円、契約日の予定利率 年1.5%の場合

< 第1保険期間 (契約日から10年間) >

[単位: 万円]

保険年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
死亡保険金額	1,000	1,010	1,020	1,030	1,040	1,050	1,060	1,070	1,080	1,090
解約返戻金額	953	957	966	976	987	1,002	1,019	1,035	1,051	1,067

< 第2保険期間開始日 (契約日から10年経過後) >

死亡保険金額	1,283万円
解約返戻金額	1,068万円

※保険年度とは、契約日または年単位の契約応当日から起算して、次に到来する年単位の契約応当日の前日までの1年ごとの期間をいいます。

※死亡保険金額については各保険年度の数値を、解約返戻金額については、各保険年度末日（翌保険年度の契約応当日前日）の数値を、万円未満切り捨てで表示しています。

※解約返戻金額は、死亡保険金額を上限とします。

※予定利率以外の保険料率については、2009年9月現在のものを適用しています。

このニュースリリースは保険募集を目的としたものではありません。詳細につきましては「商品パンフレット」等をご覧ください。

※5年ごと利差配当付利率変動型一時払通増終身保険の販売名称は、取扱金融機関によって異なる場合があります。

以 上